

八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱

〔平成17年3月28日〕
要綱第41号

改正 平成21年 3月31日要綱第12号 平成23年 3月29日要綱第9号
平成24年 4月24日要綱第12号 平成27年 1月5日要綱第2号
平成30年 3月26日要綱第6号 令和3年 3月31日要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全と公衆衛生の向上を資するため、市内に住居を有する家庭の生ごみを処理するために必要なコンポスター、EM容器等の生ごみ処理容器（以下「容器」という。）及び家庭用電気式生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の設置者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 市内の一般家庭で容器及び処理機（以下「容器等」という。）を使用すること。
- (3) 自己の責任において容器等の適切な管理ができること。
- (4) 生ごみからできたたい肥の自家処理に努めること。
- (5) 市税等を滞納していない者であること。

2 補助金交付の対象とする容器等は、市内の販売店において購入し、当該購入の日から1年以内のものとする。

3 補助金交付の対象とする容器等の数は、次の各号に定める区分による。

- (1) 容器 1世帯につき、5年間で2基まで
- (2) 処理機 1世帯につき、5年間で1基まで

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号に定める区分による。

- (1) 容器 購入価格の2分の1（限度額を3千円とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。）
- (2) 処理機 購入価格の2分の1（限度額を4万円とし、100円未満の端

数は切り捨てるものとする。)

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに補助金交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、これに基づき補助金を交付するものとする。

(協力義務)

第7条 補助対象者は、容器を有効に活用し、ごみ収集場所への生ごみの排出は極力避けるように務めなければならない。

(補助金の交付取消及び返還)

第8条 市長は、申請者が不正の手段により補助金を受けたことが明らかになった場合、補助金の交付を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の八幡浜市生ごみ処理容器及び資材あつ旋事業要綱、八幡浜市家庭用電気式生ごみ処理機購入費助成事業補助金交付要綱又は保内町生ごみ処理容器設置補助金交付要綱（平成11年保内

町要綱第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年3月31日要綱第12号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月29日要綱第9号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に購入した生ごみ処理容器に係る補助金の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年4月24日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成27年1月5日要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日要綱第6号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日要綱第30号) (抄)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定の改正規定(第3号、第14号及び第31号にあっては、次に掲げる規定)は、八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日から施行する。

[八幡浜市会計規則の一部を改正する規則(令和3年規則第15号)の施行の日=令和3年6月1日]

(1)～(9) (略)

(10) 第18条第1号中八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱様式第3号

(11)～(43) (略)

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のそれぞれの要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4条関係）

生ごみ処理容器設置等補助金交付申請書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所 八幡浜市

申請者 氏 名

電 話

八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱第4条に基づき、補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請します。

補助金額 _____ 円

（* 補助金額は、購入価格（税込み）の1/2で、コンポスター・EM容器等の生ごみ処理容器は限度額を3,000円、家庭用電気式生ごみ処理機は限度額を40,000円とし、100円未満は切り捨てとする。）

種 別	<input type="checkbox"/> 生ごみ処理容器（コンポスター・EM容器） * 1世帯につき、5年間で2基まで <input type="checkbox"/> 処理機 * 1世帯につき、5年間で1基まで
容器等の名称又は型式	
購 入 年 月 日	年 月 日
購 入 価 格	円（税込み）
購 入 店	

- *添付資料 ①領収書（写しも可）
②納付状況調査に係る同意書

様式第2号（第5条関係）

生ごみ処理容器等設置補助金交付決定書

住 所 八幡浜市

氏 名 様

年 月 日付で申請のあった生ごみ処理容器設置等補助金を下記のとおり交付決定しましたので、通知します。

記

補助金交付決定額 円

ただし、生ごみ処理容器 _____基分

（コンポスター・EM容器）

処理機 _____基分

年 月 日

八幡浜市長

様式第3号（第6条関係）

生ごみ処理容器設置等補助金交付請求書

年 月 日

八幡浜市長 様

住 所 八幡浜市

氏 名

八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱第6条に基づき、補助金の交付を請求します。

金 _____ 円也

ただし、生ごみ処理容器 _____基分

(コンポスター・EM容器)

処理機 _____基分

金融機関名	銀行 信用金庫 農協・漁協	店 支店 出張所
口座種別		
口座番号		
口座名義	(フリガナ)	